

あなたと町政をむすぶパイプ役

牟岐むすぶ

第128号
2015
5

●発行 牟岐町議会 牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL 72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.sovm.tokushima-mugi.jp/>



第19回 牟岐アワビまつり 平成27年5月2日(土)、5月3日(日)

おもな
内容

- 町長あいさつ・・・・・・・・・・ 2
- 27年度一般会計の当初予算・・・ 4
- 26年度一般会計の予算総額 6
- 一般質問・・・・・・・・・・ 7
- 臨時議会・・・・・・・・・・ 13
- 新規採用職員の紹介・・・・ 14
- 【集合住宅等にお住まいの方】
住民票の方書記載について・・・・ 15
- 木造住宅の耐震診断・・・・・・・・ 16
- 老朽住宅解体費支援事業・・・・ 17
- 住宅用火災報知器・・・・・・・・ 18
- 牟岐町立図書館よりお知らせ・・・・ 19
- 海が吠えた日・・・・・・・・・・ 21

皆さんの
声を
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

福井新町長あいさつ

(五月の臨時議会「初議会」でのあいさつ)

皆さま、改めまして、おはようございます。そして、今回の一般選挙におきまして、牟岐町議会議員として当選されました皆様にご心からお祝いを申しあげたいと思います。どうもおめでとうございます。さて、この臨時議会が選挙後、初の議会ということになります。これから4年間の議会運営のスタートという議会でもあります。今、全国で一番大きな課題は、地方創生です。何としてもこの大きな課題に真つ向から取り組んで解決策を見出したいと思っております。皆さま方の熱心なご意見、ご指導をいただきたいと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。これから4年間、本当に一致団結して取

り組んでいかないと牟岐町が消滅を避けることはできないと思っておりますので、本当にご熱心なご審議をいただきたいと思っております。



選挙後 町長初登庁 (4月27日)

三月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が3月9日から11日まで開かれました。開会日には福井町長が所信表明を行い、条例制定、改正案、補正予算案、新年度予算案などの提案説明を行いました。
再開日には4名の議員が一般質問に立ち海部病院建物を糖尿病施設に、地震津波への対応、孤独死対策の強化、千年サングの日の制定などについて論議されました。そして、町長提出の条例案などの議案29件が可決されました。

専 決

◎26年度一般会計補正予算
県補助金の経営体育成支援事業交付金244万4千円を追加したもの。
(原案承認)

条 例

◎定年前に退職する意志を有する職員の募集及び認

定に関する条例
定年前に退職する職員について、今までの勸奨退職制度に代わり、早期退職募集制度を創設するもの。
(原案可決)

◎特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
消防団員が訓練等に出動した費用弁償を2千円から2千5百円に改めるもの。
(原案可決)

◎牟岐町小規模災害見舞金等支給条例
自然現象又は火災等により被害を受けた住民に対し見舞金及び弔慰金を支給するもの。
(原案可決)

◎牟岐保育園の設置及び管理に関する条例
子ども・子育て支援新制度の開始により、新たに条例を制定するもの。
(原案可決)

◎牟岐町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要



保育園児のおさんぽ

な事項並びに指定介護予

防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防

のための効果的な支援の

方法に関する基準を定め

る条例

第3次地方分権一括法に

より、事業の人員及び運営

に関する基準を定めるもの。

(原案可決)

◎牟岐町包括的支援事業の

実施に関する基準を定め

る条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町介護保険条例の一

部を改正する条例

平成27年度から29年度ま

での介護保険料について定

めるもので、基準額はそ

のまま所得段階を6段階か

ら9段階とするもの。

(原案可決)

◎牟岐町指定地域密着型サ

ービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正

する条例

介護保険法施行条例(徳

島県条例)に準拠するため

に改正するもの。

(原案可決)

◎牟岐町指定地域密着型介

護予防サービス事業の

人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予

防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援

の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正す

る条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町議会委員会条例の

一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び

運営に関する法律が改正さ

れたことにより、関係条例

を改正又は廃止するもの。

(原案可決)

◎牟岐町事務分掌条例の一

部を改正する条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町職員定数条例の一

部を改正する条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の

報酬及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する

条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町証人等に対する実

費弁償に関する条例の一

部を改正する条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎牟岐町特別職報酬等審議

会条例の一部を改正する

条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎特別職の職員の給与及び

旅費に関する条例の一部

を改正する条例

前条例の説明と同様。

(原案可決)

◎教育長の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する

条例を廃止する条例

前条例の説明と同様。

その他

◎工事請負契約の変更

山田地区残土処理場整備

(第2期)工事の請負額を

360万9千360円増額

するもの。(原案可決)

◎工事請負契約の変更

山田地区残土処理場整備

(第3分割)工事の工期を

平成28年3月25日に変更す

るもの。(原案可決)



定例教育委員会

(原案可決)

27年度一般会計の当初予算は 28億95万3千円 です。

防災拠点避難地整備事業 3億5千20万円

26年度比3億1,478万1千円、12.7%増額(採決の結果、原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
当初予算(通常分)	
350,200,000円	防災拠点避難地整備事業「都市防災総合推進事業、調整池整備工事、管理用道路整備工事、避難地整備事業県委託料、他」
23,400,000円	住基クラウドサービス使用料
10,530,000円	県知事及び県議会議員選挙費、町長及び町議会議員選挙費
86,239,000円	後期高齢者医療広域連合負担金
16,499,000円	中山間地域等直接支払交付金
10,298,000円	多面的機能支払交付金
5,100,000円	神野内妻線舗装工事
12,400,000円	広域漁港整備事業負担金
10,582,000円	地域振興費「地域おこし協力隊、河内地域活性化センター」
22,500,000円	町道観音寺川線改良工事及び測量設計業務
14,500,000円	橋梁耐震補修工事及び設計業務
10,000,000円	都市計画マスタープラン作成業務委託料
11,175,000円	民間住宅環境整備費「耐震診断、耐震改修、老朽住宅解体支援等」
3,200,000円	山田地区消火栓設置工事
16,741,000円	徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事負担金
8,000,000円	小学校環境整備工事「グラウンド遊具」
405,836,000円	町債償還元金、利子
一部事務組合負担金	
14,491,000円	海部老人ホーム
3,248,000円	海部郡特別養護老人ホーム(海南荘)
40,000,000円	海部郡衛生処理事務組合(ゴミ処理)
20,000,000円	海部郡衛生処理事務組合(し尿処理)
90,000,000円	海部消防組合
特別会計繰出金	
65,384,000円	国民健康保険特別会計
106,329,000円	介護保険特別会計
28,118,000円	後期高齢者医療特別会計
16,650,000円	出羽島簡易水道特別会計(償還金)
1,365,000円	青少年健全育成センター特別会計

27年度 一般会計予算

歳入

科 目	27年度予算額 (A)	26年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	(A)の 構成比%
町 税	295,636	295,636	0	10.6
地 方 譲 与 税	20,000	20,000	0	0.7
自動車取得税交付金	2,000	4,000	△2,000	0.1
利子割交付金	1,000	1,000	0	0.0
配当割交付金	1,000	200	800	0.0
株式等譲渡所得割交付金	1,000	200	800	0.0
地方消費税交付金	40,000	40,000	0	1.4
地方特例交付金	200	300	△100	0.0
地方交付税	1,366,000	1,326,000	40,000	48.8
交通安全対策特別交付金	600	600	0	0.0
分担金負担金	32,184	32,252	△68	1.1
使用料手数料	24,101	24,743	△642	0.9
国庫支出金	206,379	143,867	62,512	7.4
県支出金	162,136	153,058	9,078	5.8
財産収入	16,185	16,185	0	0.6
寄附金	1	1	0	0.0
繰入金	150,001	140,001	10,000	5.4
繰越金	1	1	0	0.0
諸収入	57,329	57,828	△499	2.0
町債	425,200	230,300	194,900	15.2
歳入合計	2,800,953	2,486,172	314,781	100.0

歳出

(単位;千円)

科 目	27年度予算額 (A)	26年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	(A)の 構成比%
議会費	49,103	46,721	2,382	1.8
総務費	781,368	445,051	336,317	27.9
民生費	734,401	741,650	△7,249	26.2
衛生費	202,810	213,926	△11,116	7.2
農林水産業費	89,857	84,254	5,603	3.2
商工費	36,428	31,333	5,095	1.3
土木費	138,836	165,777	△26,941	5.0
消防費	129,850	109,074	20,776	4.6
教育費	231,293	245,711	△14,418	8.3
災害復旧費	463	463	0	0.0
公債費	405,836	401,504	4,332	14.5
諸支出金	8	8	0	0.0
予備費	700	700	0	0.0
歳出合計	2,800,953	2,486,172	314,781	100.0

27年度 特別会計予算

(単位;千円)

会 計 名	27年度予算額 (A)	26年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	採決の状況
出羽島簡易水道	27,291	29,791	△2,500	原案可決
国民健康保険	867,904	814,591	53,313	採決の結果 原案可決
青少年健全育成センター	7,641	7,585	56	原案可決
介護保険	774,770	779,367	△4,597	採決の結果 原案可決
後期高齢者医療	90,962	95,014	△4,052	採決の結果 原案可決

27年度 公営企業会計予算

(単位;千円)

上水道事業		27年度予算額 (A)	26年度予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	採決の状況
収益的	収入	110,001	111,540	△1,539	原案可決
	支出	109,173	110,556	△1,383	
資本的	収入	26,464	5	26,459	
	支出	48,504	24,848	23,656	

補正予算

◎26年度一般会計補正予算
歳入歳出9,951万7千
円を追加し、予算総額を30
億9,806万8千円と定め
るもので、内容は表のお
り。

(原案可決)

◎26年度出羽島簡易水道特
別会計補正予算
赤字補てん分を一般会計
からの繰入金2,40万円計
上し、同額の使用料収入を
減額して、歳入歳出に増減
のないもの。

(原案可決)

◎26度介護保険特別会計補
正予算
介護保険制度改正に伴う
経費を3,80万5千円追加
し、予算総額を7億9,83
0万1千円とするもの。

(原案可決)

26年度一般会計の予算総額は

30億9,806万8千円になりました。

3月補正予算額は、9,951万7千円増額です。(原案可決)

3月補正予算 歳出予算の主なもの

金額	内 容
38,900,000円	地方創生事業「総合戦略作成支援業務・拠点交流施設整備工事・サマースクール補助金、他」(27年度繰越)
5,279,000円	自立支援法等負担金確定に伴う国費返納金
2,400,000円	出羽島簡易水道特別会計繰出金
21,527,000円	地籍調査事業委託料(追加)
3,000,000円	有害鳥獣捕獲奨励金(追加)
18,820,000円	広域漁港整備事業負担金(追加)
13,500,000円	徳島県プレミアム商品券、牟岐町プレミアム商品券補助金(27年度繰越)
1,600,000円	中学校体育館防水補修工事
1,100,000円	出羽島交流施設耐震調査委託料

歳入予算の主なもの

金額	内 容	
33,692,000円	国庫支出金	地方創生先行型補助金「地方創生事業」
12,405,000円	国庫支出金	地域消費喚起・生活支援型補助金「商品券補助」
17,276,000円	県支出金	地籍調査費補助金(追加)
2,160,000円	県支出金	鳥獣被害緊急捕獲等対策事業補助金(追加)
16,900,000	町債	公共事業債「広域漁港整備事業」

一 般 質 問

3月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。

移転後の海部病院建物を 糖尿病対策基地に

櫻谷 千重子 議員

海部病院高台移転に向け
工事が着々と進んでいます
が、病院建物の有効活用が
大きな課題となっています
糖尿病は徳島県にとって
深刻な問題となっており、
糖尿病患者の食事療法や運
動療法をはじめ糖尿病予備
軍も含め、糖尿病にならな
いためのカリキュラム等を
揃え牟岐町内はもちろん、
各県下、全国からも人が押
し寄せる糖尿病対策基地に
することを提案します。地
域活性化と雇用の場として
期待されます。国も地方再
生を大きく掲げている現在、
27年度、県に届けるため総
合戦略の作成を直ちに推し
進めることを要望します。

福井町長
海部病院の移転が決まっ
たことにより、つぎの大き
な課題は、現施設の利用で
す。この場所は、町の中心

的な位置にあることと、こ
れまで町民の皆様が頻繁に
利用していた施設ですので、
現病院の移転後、できるだけ
早く有効活用されること
が、牟岐町創生のために必
須のことと考えます。
国は、今後の成長方針を
「農業・観光・健康」に重
点的に取り組むとされたた
ころです。徳島県は「糖尿
病死亡率全国ワースト1」
を続けており、病院建物を
糖尿病対策基地として、食
事指導、運動指導など、将
来、糖尿病にならなくて済
むように生活習慣を改善で
きるような施設として活用
していくことは、一つの有
効な案であると考えていま
す。来年度一年をかけた他の
施設も含め、地方創生計画
の中で、できるだけ早い時
点で県と町による合同の検
討会を立ち上げたいと考え
ています。

牟岐町内 震度5強を受けて

櫻谷議員

27年2月6日、震度5強
が牟岐町内を襲いました。
幸い人命には被害がなかつ
たのですが、家屋など
の被害はどの程度あつた
のかお聞きします。また、
大地震等による家屋の崩壊
被害などの補助金制度、貸
付制度は年齢制限や収入制



運動器具を使った健康運動教室
(少年自然の家トレーニング室にて)

限などはあるのか、さらに、
南海トラフ巨大地震に耐え
る避難道路、避難場所など
なければならぬと思いま
す。調査、点検、対処され
災害の被害を最小限に食い
止めるため、万全を尽くす
ことをお願いします。
災害発生時や発生の恐れ
のあるとき、自ら避難する
ことが困難な人の名簿作り
などの調査は終了している
のか。今回の地震で安否確
認などはされたのか。避難
支援者の確保なども併せて

お聞きします。

福井町長

「ついに南海地震がきたか」と思ったほど強烈な揺れがありました。時間が短い揺れであったことから、殆ど被害がありませんでした。地震後すぐにテレビを点けたところ津波の恐れがない旨のテロップが流れましたので、私を始め町の職員は避難しませんでした。

自然災害により、被害を受けた方に対し、国・県・町が補助を行う場合、十分でないことが想定されます。災害復興住宅融資制度等があります。新たな補助及び融資制度の創設については、今後、国や県及び他の市町村の状況も踏まえ判断したいと考えています。

仁田総務課長

地震発生時刻は午前10時25分頃でした。防災無線により、大きな地震の揺れがあったことと津波への注意喚起を放送しました。その後、テレビ等で情報収集し、津波の心配はないという情

報でしたので、再度、防災行政無線で「この地震による津波の心配はありません」という放送をしています。避難所・避難道路の調査については、当日行っていない。ただし、避難所と

なっているコミュニティセンター等は、それぞれの地域の方が確認をして被害の連絡があった分の確認を後日行っています。生活支援を要する方々の

安否確認ですが、牟岐町包括支援センターが社会福祉協議会をはじめ町内の福祉サービスマスターを通じて、それぞれ安否の確認を行っています。

久岡住民福祉課長

避難行動要支援者の状況ですが、民生委員の方に地域を回ってもらい、要支援者の調査については完了しています。

現在、自主防災組織の代表者に対して、要支援者各々に誰かに見守り支援をしてもらえるよう、お願いに回っている状況です。

住宅リフォーム助成制度実施へ

櫻谷議員

耐震シェルターとは別に住宅リフォーム助成制度は、町民が町内業者に住宅のリフォーム工事を依頼した場合に、工事費用の一部を町が助成する制度です。

徳島市をはじめとする11町村で、この制度が実施され、住民からの申請が相次ぎ「良い制度だ」との声が寄せられています。しかし、残念ながら、牟岐町では、未だ実施されていません。

この制度は、リフォームの要望が多い水回りなど幅広いリフォーム工事を対象としたものです。町内業者の不況打開策、そして、町内活性化のためにも住宅リフォーム助成制度の早期実現を強く要望します。

福井町長

アベノミクスの景気対策は、都市部では、大きな成果を上げているようですが、

残念ながら牟岐町のような過疎化の進む地方では、トリクルダウン（経済理論）という波及効果も未だ到達していません。大型公共工事の恩恵を受けない小規模事業者は恩恵を受けていな

い状況にあります。徳島県下でも幾つかの市町村が、この制度を設けているようですので、今後、機会を捉え前向きに検討したいと考えています。

地震・津波時への対応は

一山 稔 議員

地震が発生した2月6日「ついに南海地震が起きたのか」と思った人も多くいたと思いますが、地震時に海陽町の防災メールが送信されたが、牟岐町は送信されなかったとの声があるがどうしてなのか。

また、保育園、小・中学校での避難訓練はどのような方法、計画で行っているのか、今回の地震で訓練は活かされたのか。地震時学校での対応、判断は各担任がしたのか、校長がしたのか、保育園はどうか。また、それぞれの避難の状況、対応はどうだったのか。

中学生と小学3年生は高台へ避難したが、保育園児と他の小学生は避難していなかったとの声も聞くが、保護者への説明はあったのか、今後への反省点、取り組みはどうか。

学校入学時それぞれが必ず最小限の防災グッズを準備して教室に置いておき、卒業時に持って帰るということへの見解。地震時の対応について本町の今後への課題、問題と取り組みは。

福井町長

避難所の設置を継続的に進め各避難所に計画的に備



市宇ヶ丘学園(保育園、小・中学校合同)
地震・津波避難訓練

蓄品を配備している。
課題は、大規模地震でも、適切に情報を入手できる方法を確立し、津波避難情報を迅速に正確に伝えることと、警報を適切に発令すること、今後、早期に適切な情報提供のあり方を検討し、津波が来たときに、全ての皆様が避難できるようにサイレンの吹鳴、避難告知に勤めたい。

仁田総務課長

防災メールは、本来緊急の災害時等に避難準備情報

や勧告、指示など避難を促すために配信するのが目的で、今回は津波の心配がないことが、すぐにテレビ情報で流れたので、住民へいち早く知らせるため、防災行政無線で津波の心配はないと放送し、その後、余震の注意勧告を放送しました。今後、避難勧告等について、素早く防災メールが配信できるように手順の再確認を行いたい。

今回の地震について、職員への対応、町の対応について、意見集約をし、今後の

対応について検討したい。また、自主防災組織の方々にも意見をいただき、今後の防災対策の対応に活かしたいと考えています。

木村教育次長

地震時の対応判断は、小学校の一部の学年において、津波の3原則に基づき、担任の判断で裏山に避難した。その他の学年、中学校は、学校長が状況判断し対応したが、学校組織全体として、また、市宇ヶ丘学園として統一した対応ができなかったことは、今後の課題となった。

保護者への説明は市宇ヶ丘学園として「今後の避難

対応について」の文章を発送した。また、関係者により検証や協議を行い、今回は津波の心配がないことで、それぞれ違った対応を取ったが、今後、震度4以上、緊急地震速報が発令された時、高台に避難するよう統一しました。

また、小学校では全員に防災ずきんを配備しており、個人の防災グッズについて

は、保管場所、経費の問題、グッズの必要性等も学校と協議し検討していきたい。

久岡住民福祉課長

地震発生時は、担任の判断により机の下に一時避難し、揺れの終わりを待ち園長の判断により園庭に避難人数確認、けが等の確認をしている段階で、防災無線による津波の心配はないとの放送があったため、高台へ避難せず園庭で子ども達に地震の話をしている。

保護者への対応は、市宇ヶ丘学園だよりとして今後の避難対応についてお知らせし、保育園単独としても「地震・津波の対応について」の通知をしています。

地震・津波マニュアルを基本とした避難訓練等により認識を深めているが、小さいためヘルメットを早く被れないという課題もあり、日頃から早く被る訓練を始めています。現在のマニュアルに検討、修正を加え、今後の対応に役立てたい。

少子化に対策を

一山議員

少子化に歯止めがかからなければ、地域の活力は損なわれ社会保障制度の土台が揺らぎかねないと言われています。安心して子どもを産めない理由の一つが経済的負担の重さで、3人以上の多子世帯になると、さまざまな支出が増えてきます。自治体や企業、交通機関などから、どのような協力を仰ぐことができるか、支援について、あらゆる可能性を探って欲しいと言われていきます。また、妊娠から育児期間まで支援する仕組み作りも重要になってきます。

本町でも出生祝金、保育料金や乳幼児医療費助成などに取り組んでいます。第3子以降に10万円を支給している町もあるようですが、実施への見解を伺います。また、5歳児保育の実質無料化ということで、就

学前年の5歳児を対象に1年分の保育料と同額を保護者に返還するという町もあるが考えはどうかお伺いします。

福井町長

少子化対策に取組んできた施策の一つが出生祝金制度ですが、高額であれば子どもをつくろうという動機づけになると思うが、出生時に数万円の現金を渡して、子どもを増やそうと思うのか疑問に思います。また、子どもにより祝金の額が違うというのも生まれた子どもの価値が違うようで適切でない気がします。育児が子どもの数が増えるほど大変だと考えるなら、その問題を解決する方策を考えるべきだと思う。来年度より第3子以降、保育料を無料にするが、地方創生計画の中で保育料の減免、子育て支援の方策を検討したい。

久岡住民福祉課長

出生祝金、第3子以降10万円という市町村もありますが、この出生祝金制度に

ついては、他町村との比較検討は非常に難しく、その市町村独自の考え方になると思います。本町としては、27年4月より子育て支援として、保育料の軽減と第3子以降の保育料の無料化に取り組みます。現時点での

孤独死対策の強化を

藤元 雅文 議員

出生祝金10万円の支給については考えていません。5歳児の実質保育料無料化については、子育て支援として保育料の軽減化に取り組むため国の動向にあわせて進めたい。

人間として誕生した以上、死は避けることはできませんが、せめて息を引き取る時ぐらいいは、子や孫、親しい友人に見守られながら安らかに旅立てる状況であつて欲しいものだと思います。この問題を再度取り上げたのは、ここ数か月で2人の方が孤独死された事実があり、また、1人暮らし高齢者、高齢者世帯がさらに増え孤独死で亡くなる可能性が高まっているからです。孤独死対策の基本は、身近な兄弟、子ども、親戚、友人などとの関係を常日頃

大事にしておくことと同時に地域での人間関係を豊かなものにしておくことです。行政としても取り組みの一層の努力と工夫が必要だと思います。本町での現状は、緊急通報用電話の貸与対象者の範囲を広げ台数を増やす必要があるのではないかと。また、個人宅の訪問を業とする事業者の協力を広く求める必要があるのではないかと。

福井町長

孤独死を対象とした調査をしていませんので、その

現状は把握できていません。現在、緊急通報電話の貸与、徳新専売所や販売車「とくし丸」、民生委員、老人クラブの方々による見守り活動が行われていますが、孤独死を防ぐには十分ではない状況です。今後、できる限り有効な手立てを検討したいと考えています。

百々健康生活課長

平成27年2月現在、電話保有台数23台のうち使用設置台数は20台となっており、申請書の提出があれば毎月1回の「地域ケア会議」において、その必要性を検討し選考しています。県との協定による協力機関は15団体となっており、牟岐町では、住民福祉課、健康生活課などが連絡先の窓口の役割を果たしています。

万全の備えを

藤元議員

2月6日、震度5強の地震を体験し、行政として明らかになった教訓や問題点、課題は何か。

福井町長

今後の課題は、地震後の適切な情報伝達ですが、防災行政無線が半日程度利用

震災時、大規模な停電が考えられ、被災地に近い人ほど情報が伝わらない状況が現実になります。大規模地震の場合、住民のみならずには、気象庁や役場からの放送を待ったり、当てにすることなく、ただちに避難することを普段から伝えておいた方がよい結果が出るのではないかと。また、現役場に全職員の参集を求め、計画は危険すぎるし、現実ではないのではないかと。62箇所の緊急避難場所を指定していますが、せめてお年寄り、子どもなどを収容するテント、簡易トイレなどを備蓄する工夫が必要ではないかと。仮設住宅敷地の目途も早めにつけておくべきではないかと。

できること、衛生携帯も役場と消防本部にあること、アマチュア無線との連携をとるなど、現時点ではできる限りの手を尽くしていると判断しています。

確かに現実的に全職員の参集というのは困難だと思いますので、出て来れる人での対応になると思います。海部病院用地造成工事、牟岐バイパス整備工事などの残土処分場を災害時活用できないか、今後検討します。

仁田総務課長

今回の地震については、的確に対応できていたと思っておりますが、今後、自主防災組織や関係機関との意見を伺いながら、これからの対策に活かしていきます。庁舎機能の問題があり、地面の液化化により建物が傾き、最悪の場合は倒壊も懸念されます。仮に建物が無事であっても停電や電話の不通、断水、情報端末機器の故障等庁舎機能が維持できない可能性が高く、代替庁舎に災害本部を設置す

ることが必要ですので、早急に検討します。

62箇所のうち35箇所に備蓄倉庫を設置していますが、自主防災組織と協議し、できるだけ多く設置し、簡易トイレやテントなどを準備したいと考えています。

危険な飛行中止を
求める声を大きく

藤元議員

危険な米軍戦闘機の低空



低空飛行する米軍戦闘機(内妻上空)

飛行が続いていますが、本年1月10日、24日に私が撮影した写真をもとに実態調査を行いました。デジカメに写った画像から比率で距離を求め、撮影位置・角度から飛行高度を推定するもので、調査の結果、我が家裏の山頂から179mの高さで飛行しており、日本の航空法、日米合意さえ守られていないことが明らかになりました。時速800kmを超える速さで低空を飛び、もし、墜落するようなことがあれば、

どのような事態になるのか容易に想像できません。実際、20年前に高知県の早明浦ダムに墜落しましたが、一歩間違えば大惨事になるところでした。

相手がアメリカであり、それを許しているのが日本政府ですから、簡単ではありませんが、事故が起きてからでは取り返しがつきません、何らかの行動を起すべきではありませんか。

福井町長

現在、藤元議員提出の資料と各町が収集した飛行デ

ータなどをもとに、要望先の選択と要望内容など今後の対応について、郡町村会において検討中ですので、具体的方針がまとまり次第、しかるべき所に抗議、あるいは、要望を行いたいと考えています。

仁田総務課長

牟岐町が昨年3月12日に県から騒音測定器の貸与を受け1年になります。この間41回の飛行があり、騒音レベルが一番大きかったのは93・4デシベルでした。

千年サンゴの日の制定は

横尾 政明 議員

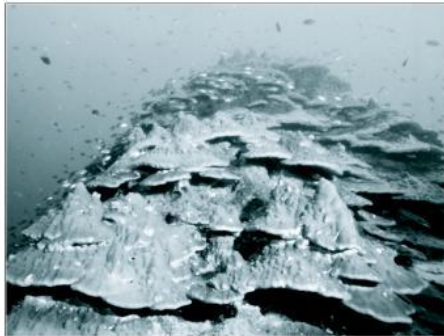
6月議会でも提案しましたが、検討もされていないという印象を受けました。何が問題なのでしょう。千年サンゴの日の制定しましたと宣言するだけでいいのではないか。この3月の期間中、牟岐・出羽島ア

ート展2015のイベントが開催されており、多くの人が牟岐町にきます。3月5日が千年サンゴの日に制定されて、このイベントとコラボができていけば、広く周知ができ、サポーターの募集ができたと思うと残

念です。また、「千年サンゴと活きるまちづくり協議会」での保全活動の支援にもなると思います。一方、民間では絵本を作っていたり、アート展では、パッチワークキルトで千年サンゴの作品が展示されたりと、ご協力、ご支援をいただいているのはご存知ですか。そして協力隊員の一人はダイビングのライセンスを取っています。徐々にPRに向けて体制づくりが始まっているのです。

福井町長

「千年サンゴと活きるまちづくり協議会」で議論し、制定のための手法も検討しましたが、町内の方から、制定するのであればイベントも開催し盛大にして欲しい旨の要望があり、制定のための事務手続きだけでなく、イベント開催の検討などハードルが高くなり現在に至っている状況です。



千年サンゴ

昨年来、役場通常業務に加え、病院用地造成工事、出羽島伝統的建造物群の選定及び旧河内小学校の民俗資料館への整備などを進めています。昨年はさらに英語村の開催、衆議院選挙などもあり、千年サンゴの日の制定に向けたイベントを始めとした取り組みが後回しになっている状況です。今年、地方創生戦略計画の策定がありますが、町政百周年にあたり記念行事もあり、この記念行事に併せて千年サンゴの日の制定と記念イベントの開催を検討したいと考えています。

質問(要旨)

横尾議員
出羽島ホームページ作成業務の内容や閲覧時期は。

木村教育次長
出羽島重要伝統的建造物群をはじめ、島の生活、歴史など、いろいろな情報を掲載できればと考えています。早い時期に公開したい。

櫻谷議員
徳島県プレミアム商品券の販売は。

久米産業課長
県内全域で販売予定です、牟岐町は2千5百セツトの予定です。

丸山議員
水落道路が長期間通行止

めになっているが、今後の見通しは。

寒業建設課長

通行止め区間内で現在も崩壊等が発生している状況です。今後、道路復旧をするには多額の事業費がかかるため、この区間は代替道路の検討も含め通行禁止という方向で理解を求めたいと考えています。

議会の動き

- (3月)
 - 3日 全員協議会、議会運営委員会
 - 4日 徳島県町村女性議員連盟研修会 (勝浦町)
 - 9日 第1回定例町議会
- ～11日
- (4月)
 - 1日 徳島県町村女性議員連盟研修会 (高知県)
 - ～2日
 - 6日 広報編集委員会
 - 7日 徳島県町村議会議長会役員会 (徳島市)
 - 26日 牟岐町議会議員一般選挙
- (5月)
 - 11日 第1回臨時町議会「改選後初議会」
 - 22日 海部郡議長会第1回定例総会 (徳島市)
 - 26日 町村議会議長・副議長研修会
 - ～28日 及び国交省等への要望活動 (東京都)

臨時議会

改選後初めての議会は、五月十一日に開かれ、議長、副議長選挙に続き各委員会構成を決めるとともに、次の議案などを審議しました。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分
国民健康保険法の改正により、字句を改めるもの。
(原案承認)

◎条例の一部を改正する条例専決処分
税制改正により軽自動車

税の税率引き上げ時期の延期と、たばこ税特例税率の廃止。
(原案承認)

◎国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分

課税限度額の引き上げと軽減措置に係る軽減判定所得の見直し。
(原案承認)

◎26年度一般会計補正予算専決処分

基金の積み立てが主なもので歳入歳出5億4044万7千円を追加し、予算総額を36億3851万5千円と定める26年度最終予算。
(原案承認)



ポルト駐車場に設置された電気自動車急速充電器

新しい議会の構成

平成27年5月14日 現在

議長 枘富 治

委員会名		氏名 (◎委員長 ○副委員長)		
常任	行政	◎一山 稔	堀内 隆弘	藤元 雅文
		○栄 和男	森 定雄	樫谷千重子
その他	議会運営	◎栄 和男	森 定雄	
		○藤元 雅文	一山 稔	
	広報編集	◎藤元 雅文	森 定雄	樫谷千重子
		○堀内 隆弘	栄 和男	一山 稔

◎27年度上水道事業会計補正予算

◎工事請負契約の締結
27年度防災拠点避難地整備事業調整池工事の指名競争入札で田中建設(株)が落札、契約金額6534万円、工期は28年2月29日まで。
(原案可決)

◎議会選出監査委員の選任
森定雄議員を議会選出監査委員に選任するもの。
(原案可決)

◎地方公営企業会計制度の見直しにより、収益的収入1072万4千円、収益的支出519万1千円を補正するもの。
(原案可決)

編集後記

毎年忘れず訪れる花粉の季節、皆さんは、どのような対策をされていますか。

花粉症には「早めの対策を」と言いますが、今年は一月中旬ごろより訪れたとのこと。マスクや花粉用メガネは当然ですが、飲み薬や目薬、屋内での空気清浄器など涙ぐましい努力をしていますが、季節が過ぎるまで、この戦いは続きます。そのうち鼻をかみ過ぎて、鼻の下がヒリヒリ、耳がボンボン鳴り、自分の声が頭の中で響き、耳鼻科へと駆け込みます。それが何か月も続くのですから、花粉症でない方には想像もつかない苦しみがあります。早く時が立つのを待つばかりです。

広報編集委員会

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一七七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

新規採用職員の紹介



名 前：吉勝 雄希（よしかつ ゆうき）
 生年月：昭和58年12月
 挨拶：4月より産業課に配属となりました吉勝です。早く仕事に慣れ、少しでも皆さんの役に立てるようにがんばります。どうぞよろしくお願いいたします。



名 前：大谷 知郁（おおたに ちか）
 生年月：昭和59年5月
 挨拶：4月より税務会計課に配属となりました大谷です。まだ、町内のことも分からないことばかりですが、早く覚えて町に役立てるようにがんばります。よろしくお願いいたします。

国民年金の手続き(種別変更)はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

- 国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。
 - 第1号被保険者 自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
 - 第2号被保険者 会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
 - 第3号被保険者 会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者
- 種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届け出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第2号	転職して自営業になった (被扶養配偶者も第1号被保険者になります)	第1号	市町村役場
	会社を退職して自営業者の妻になった	第1号	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第3号	夫が会社を退職した	第1号	市町村役場
	会社員の夫と離婚した	第1号	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	市町村役場
	夫が亡くなった	第1号	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	勤務先
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	配偶者の勤務先

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。詳しくは、徳島南年金事務所（088-652-1511）または役場住民福祉課（0884-72-3415）まで。

【集合住宅等にお住まいの方】住民票の方書記載についてのお願い

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年10月から個人番号制度（マイナンバー）の通知カードが住民票の住所に送付されます。集合住宅の場合、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番の表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の事例が生じています。これを解消し、通知カードが確実に届くようにするため、集合住宅等にお住まいの方の住民票の方書（アパート名や部屋番号等）を記載します。

※この方書表示は、住民基本台帳を統括する総務省からの通知により実施するものです。

（例）方書記載前：牟岐町大字中村字本村〇〇番地

方書記載後：牟岐町大字中村字本村〇〇番地 △△マンション □□□号室

（下線部が方書）

【アパート等にお住まいで方書記載の届出をされていない方について】

アパート等にお住まいの方で方書記載のないと思われる世帯に、通知を発送しています。該当する世帯で通知が届いていない方は、役場住民福祉課までお問い合わせください。

【町営住宅にお住まいの方について】

町営住宅にお住まいの世帯主の方へ、職権で方書（町営住宅名第〇号）を記載させていただく旨の通知を発送しています。

方書が表示される証明書等

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・住民基本台帳カード（写真付き）
- ・在留カード 等

方書記載後の手続きについて

方書記載に伴って、運転免許証や年金関係書類、町が発行している保険証や手帳等の住所変更手続きは必要ありません。

住民基本台帳カード（写真付き）・在留カードをお持ちの方は住所の変更が必要です。カードをご持参のうえ、役場住民福祉課で手続きをお願いします。

お問い合わせ先：牟岐町住民福祉課（0884-72-3415）



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

行政相談委員が委嘱されました

牟岐町担当の行政相談委員 流田郁生さんの退任に伴い、平成27年4月1日付けで、岩田敏夫さんが新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

役所等の仕事について、苦情や意見・要望がある方は、行政相談委員へお気軽にお申し出ください。

行政相談委員：岩田敏夫 さん
住 所：牟岐町大字牟岐浦字浜崎63
電 話：72-0840

【定例相談所のご案内】

- ・開設日時：毎月第1木曜日 13時30分～15時
- ・開設場所：役場2階和室



木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物

牟岐町内の次の要件を満たす現在居住している木造住宅が対象です。

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（枠組壁工法を含む）
- ③3階建て以下の住宅
(併用住宅・共同住宅・長屋、借家も含まれます。)

2. 申込者

対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）

3. 募集戸数

対象戸数8戸（先着順）

4. 耐震診断を行う診断員

- ①建築士で、県の診断員講習を受けています。
- ②（公社）徳島県建築士会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）

5. 自己負担

一戸建ての場合、3,000円必要です。（共同住宅の場合、6,000円）

・申込方法

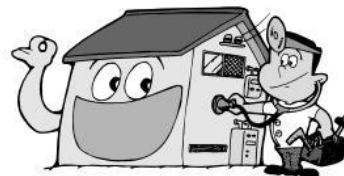
①申し込みの際に、対象住宅となるかどうかを確認させていただきますので、住宅の建築年度や構造などを調べておいてください。

②申込書類は役場建設課にあります。必要書類を揃えて、ご記入の上申し込んでください。

・木造住宅の耐震診断募集に関する窓口・問い合わせ先

牟岐町役場 建設課 72-3418

*申込の際には、平成12年5月31日以前に着工したことを証明する資料（建築確認書の写し等）を提出いただくか、課税台帳等の閲覧について同意していただくこととなります。



木造住宅耐震改修について

耐震改修支援事業では、耐震改修工事を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅

2. 対象工事

「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録したものが施工し、補助金の交付決定後に着手、平成28年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大90万円（税込工事費の2/3）の補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修促進税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

木造住宅耐震リフォームについて

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業では、「簡易な耐震化」と「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッド、ブロック塀等の撤去など）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成28年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

県から最大40万円（税込工事費の1/2）。さらに町内業者が施工する場合に限り、町から最大10万円（税込工事費の1/4）を上乗せ補助します。

問い合わせ先：県庁住宅課（TEL:088-621-2598）又は、牟岐町役場建設課（TEL:72-3418）

牟岐町老朽住宅解体費支援事業について

○どんな事業ですか？

住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。

○どんな住宅が対象となるの？

牟岐町内の空き家になって長年、放置されたままになっている木造住宅です。

倉庫、車庫等や既に解体した住宅は対象外です。（ブロック塀等の外溝部分は対象外）

町が規定する方法で、構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象です。

○いくら助成があるのか？

解体費用の2/3（上限60万円）が助成金です。

ただし、解体費用は、町長の定める基準により算出した額と施工業者から提出された見積額のいずれか少ない額とする。

例1）解体費用 60万円の場合（個人20万円、助成金40万円）

2）解体費用120万円の場合（個人60万円、助成金60万円）

○補助金を受けられる方は？

ア 老朽化・廃屋の所有者

イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者

ウ ア又はイの町税滞納の無い方

○施工業者についての規定がありますか？

牟岐町が指名する業者に工事を発注してください。

○募集戸数は？

募集戸数 平成27年度 10戸（先着順）

○申し込み方法は？

申込書類は、役場建設課にあります。ご記入の上、申し込んでください。

申込受付後、空き家の不良度をチェックするため、空き家の内部を見せていただきますので、立会をお願いします。

詳しくは、役場建設課（TEL72-3418）までお問い合わせください。



災害時協定を締結しました

災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

調 印 式 : 平成26年12月22日

協定締結先 : 徳島県建築士会及び徳島県建築士会海部地域会

協 定 内 容 : 町内で震度5強以上の地震が発生した場合に避難施設等の応急危険度判定の実施

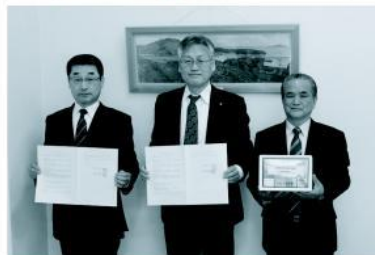


災害時の配置薬等活用に関する協定書

調 印 式 : 平成27年3月12日

協定締結先 : 徳島県医薬品配置協議会

協 定 内 容 : 避難施設への配置薬の提供



住宅用火災警報器の設置、維持管理はできていますか。

住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙や熱を感知し、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置で、ホームセンターや電気店などで購入できます。一般的に販売されているほとんどが電池式で、約10年作動するようになっています。

維持管理が大切

煙流入口にほこり等が付着すると煙を感知しにくくなりますので、年2回程度は乾いた布で軽くふき取るなど、維持管理に努めましょう。

電池切れ警報がなったら、電池を新しいものに交換してください。

設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をお勧めします。

設置しなければならない箇所

①全ての寝室

②2階に寝室がある場合、2階の階段

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは「煙式」の警報器です。

徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお勧めします。

なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。

問合せ先：海部消防組合予防課 TEL0884-72-0600

悪質な訪問販売に注意してください

市町村職員や消防職員が販売に何うことはありません。

少しでもあやしいと感じたら、すぐに返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ (TEL088-623-0110)

平日 9:00~18:00 (水曜日を除く)

土・日 9:00~16:00

休所日 水曜日、祝日、年末年始

徳島県南部の地震に伴う徳島県の土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成27年2月6日10時25分頃、徳島県南部で発生した地震により、牟岐町で震度5強を観測しました。

牟岐町において、今回の地震発生前に比べて、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、当分の間、徳島県と徳島地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報及び徳島地方気象台で発表している土壌雨量指数基準による大雨警報・注意報について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

この運用は、今後の降雨と土砂災害の発生状況を踏まえて、適宜見直しを行うこととしており、通常基準への見直し時期は未定です。

暫定基準による運用期間中は従来よりも少ない雨量であっても大雨注意報等が発表される見込みです。気象台から発表される防災気象情報等にご留意ください。

また、余震活動は低調ですが、地震はいつどこで発生するかわかりません。普段から、地震への備えもお願いします。

問合せ先

徳島地方気象台 電話088-626-0676

牟岐町総務課 電話0884-72-3411

牟岐町立図書館よりお知らせ

★蔵書点検について

6月8日(月)～12日(金)まで、蔵書点検のため休館させていただきます。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

本の転貸はしないようにしてください。
また、本や視聴覚資料の取り扱いは丁寧をお願いいたします。
牟岐町立図書館 TEL (0884) 72-2300



～自転車運転者にかかる道路交通法の改正について～

平成27年6月1日から

自転車運転中の危険なルール違反を繰り返すと自転車運転手講習を受けなければなりません。
講習の対象となる危険行為とは、

信号無視 一時不停止 酒酔運転 ブレーキ不良自転車運転 など

交通ルールを守り、安全な自転車運転をお願いします。

連絡先 牟岐警察署 72-0110

電気自動車用充電スタンド(急速充電器)設置・運用開始のお知らせ

ショッピングセンターポルトむぎ駐車場に充電スタンド(急速充電器)を設置し、平成27年5月8日より運用を開始しました。

1. 設置場所 施設名：ショッピングセンターポルトむぎ駐車場内
住所：牟岐町大字中村字本村106-10
2. 利用開始日 平成27年5月8日(金)
3. 利用時間 24時間
4. 利用について 当該充電器はNCS(合同会社日本充電サービス)充電インフラネットワークサービスに加盟しており、NCSや各自動車会社発行の充電カードをお持ちの方が利用できます。なお、カード未加入者については、携帯電話等での手続きにより、クレジットカード決済が可能となっております。
(詳しくはNCSのホームページ<http://www.nippon-juden.co.jp>を参照して下さい。)
5. 対象車両 CHAdeMO(チャデモ)方式の急速充電器から充電が可能な車両

問い合わせ先 牟岐町役場総務課 TEL 72-3412



徳島県労働委員会委員による 駅前労働相談会

解雇や賃金未払いなどの労使間トラブルについて、弁護士など経験豊かな県労働委員会委員が、解決のためのアドバイスをします。

【と き】平成27年7月12日(日)

午後1時～4時30分

(受付は午後0時45分から午後4時まで)

【と ころ】シビックセンター4階(アミコビル内)

【内 容】解雇・配転・賃金・時間外労働などの労使間トラブル

【相 談 員】弁護士などの県労働委員会委員

【申し込み】不要。直接会場へお越しください。

なお、事前予約も受付します。

(7月10日(金)午後6時まで)

【費用】無料

【問い合わせ】徳島県労働委員会 TEL088-621-3234

労使間トラブル解決のお手伝いをするため、県労働委員会では相談やあっせん申請を随時受けています。

牟岐・出羽島アート展2015

会期：平成27年3月1日(日)～3月29日(日)

今年も牟岐・出羽島アート展2015が開催されました。

前年度よりさらに、アート展会場を広域化し、町内全域に様々なアート作品を展示しました。

期間中の各会場の入場者数の合計は10,784人でした。



北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

津波で家を流された

宮田 故 喜来晴茂

昭和二十一年十二月二十一日未明、大きな地震が揺れだした。家族みんなで近くの観音寺川のそば、横田喜代一さんの家の前へ逃げていた。

地震が治まって、しばらくして、「津波ヤー」という誰かの叫び声を聞いて、そのまま妻と子供を先に、土手の道づたいに灘道の方へ逃げさせた。

私はすぐに家に引き返して、布団とローソクをもって外へ出て

みたら、もう観音寺川の方では、ジャブジャブと波の音がして、津波の第一波が押し寄せていた。無我夢中で命からがら妙見さんへと逃げた。

夜が明けて、家に帰ってみた。家は残つとるぞ！、と喜んだがヌカ喜びだった、屋根はあるが家の中はカラッポ、柱だけが残っていた。波の高さは私の背丈より高く、二メートルぐらいまで来ていた。

それからが大変だった。地上げして家を建てるまで苦労した。



清流荘での津波体験座談会
(平成6年9月3日東の東老人会東クラブ)

告知放送端末の録音機能について

☆最近に放送された内容を
4件まで聞くことができます



ここを操作します。
○用件ボタン
○消去ボタン

1. 最近に放送された内容がある場合、「用件」ボタンが点灯

- 用件** 緊急のお知らせが4件に含まれて録音されているとき
- 用件** 通常のお知らせや定時放送のみが録音されているとき

2. 録音された内容を聞く

- 用件ボタンを押すと、内容を聞くことができます。
 - 録音内容の再生中に用件ボタンをもう一度押すと再生が終了します。
 - 内容を最後まで聞いた後、用件ボタンが(点滅)から(点灯)に変わります。このときに用件ボタンを押すと次の録音を聞くことができます。
- ※録音された告知放送は、最新のものから順番に4件聞くことができます。

3. 一度聞いた告知放送を消す

- 録音内容の再生中に消去ボタンを押すと、再生中の録音内容が消去されます。
- ※一度消去すると、その録音内容は二度と聞くことができません。

漁業者の皆様へ

牟岐町及び牟岐漁業無線局からのお願い

牟岐町と牟岐漁業無線局は、牟岐町内で地震、津波その他により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規程による非常通信として漁業用無線通信により災害情報の収集の提供及び漁船に対する災害情報提供等を実施することについて平成24年6月6日に協定を結んでいます。

1. 携帯電話で緊急地震速報を受信したら！
2. 牟岐漁業無線局から災害情報を提供します！
3. 無線機のチャンネルを27,836KHzに合わせ災害情報を受信しましょう！



【お知らせ】

海上防災通信ネットワーク整備事業が平成27年度に整備され沿岸漁業無線のデジタル化とともに通信エリアが拡大される予定です。

